

産業のまちづくり

中心市街地商業地形成事業はどうなっているか



米村 洋 議員

米村議員 氷川町の産業のまちづくり、中心市街地商業地形成事業について質問します。この中心街、市街化整備事業はなぜすすまないのか。

米村議員 氷川町の産業のまちづくり、中心市街地商業地形成事業について質問します。この中心街、市街化整備事業はなぜすすまないのか。

町長 協議会で検討し、商工会から回答をいただきました。その中身をもう少し精査検討しなさいというところでしたので、今後協議会で検討をする必要があると思っています。どういった整備をするかですが、基本的にはそこに住んでいるみなさんの考えが第一義的にあると思っています。検討内容によりましては町がやるべきところがあるとならばやっていかなくてはならないし、当然補助事業等を活用しなければなりません。様々な条件があると思います。条件をクリアする中で、実施主体が決まってくると思っています。

町長 この間検討を重ね、商工観光協議会を設け、計画的に進めています。計画に乗っている事業です。進めていかなければと思っています。

米村議員 商工振興協議会で何回協議したのか。またいつまで協議するのか。氷川町の新町建設計画にも入っているのに、検討、検討と5年間で25回くらいやっている。やる



氷川町商店街「宮原交差点」付近

活性化の計画はだれが作ったんですか。商工観光課でしょうか。町が主体事業という風に認識するのではないですか。人を呼び込むには核店舗が必要で、核店舗には集客場としての役割も必要です。店舗の整備を行い、集客を高めることが活性化につながると思います。

町長 商工観光協議会で協議されましてこの案が出てきました。協議会の中には商工観光課が入っていますので、町は無関係とは言っています。これから協議を進めていき、どういった整備をするか、どういった形で整備するか見えてくると思っています。核店舗ということになりますとだれが運営するか、実施主体にだれがなるか、また議論が起きてくるという話です。

米村議員 ソフトバンクは一つの例です。所得向上を考え、宅地造成、企業誘致など企業プロジェクト、農業プロジェクトとか、もう少し中身を深くした戦略会議が必要ではないか。

議員提案の住民投票条例賛成多数で可決

7月20日議員発議による臨時議会が開催されました。開催の理由は「氷川町における小川BSスマートインターチェンジ（仮称）設置の住民投票に関する条例の制定」を議題とするものです。

田中照男議員が議案の提案を行いました。また、田中議員は「高速道路インター建設は、旧小川町からの働きかけで始まった話で、当初の計画は6億程度だったが事業予算も計画も大きく変わった。また、藤本町長も前任者の住民への説明が不十分だったと話されている。

た。常業保育所の民営化問題も根本にあるのは財政問題。本町の起債残（借金）は約100億円、町民一人当たり約70万円、さらにインター建設で起債（借金）して大丈夫でしょうか。大きな事業を進める場合には、住民の意見をしっかりと聞くことが大事。そのためには住民投票は最良と思う。」と趣旨説明を行いました。

インターチェンジ建設の是非を問う 住民投票条例「再議」で否決

議員提案の住民投票条例が可決されたことを受けて7月26日、地方自治法第176条第1項の規定により「住民投票条例」の再議を行う臨時議会が開催されました。

平成21年6月30日に連結許可が下り、交付金も決定し事業に着手している。氷川町の発展にとって必要な事業と確信をし、早期完成をめざして進めることが肝要であり、事業の是非を問う段階ではないと考える。「と再議の理由を述べました。

藤本町長は「①これまで地元説明会、区長会、町内13カ所で行った町民懇談会で、住民に説明を行ってきた。また、広報紙で説明周知も行い住民の十分な理解が得られた。②合併後は、宇城・氷川で建設促進期成会を設置し、議会も視察研修や国・県・西日本高速道路(株)へ建設推進の要望も行い、議会と一緒に取り組みを進めてきた。議会に対しても全員協議会や特別委員会、一般質問で説明し理解を得ながら進めてきた。③

採決の結果、反対6、賛成0で「住民投票条例は否決されました。この結果、先に議決した住民投票条例は無効となりました。7人の議員は、議案提案の方法に問題があるとし、議場に入らなかつたために、議長は地方自治法第113条を適用。6人の議員で会議が行われました。

氷川町販売戦略はどうなっているのか

米村議員 氷川町販売力の骨子は怎么样了。戦力の骨子は怎么样了。いるか。

町民の所得向上が最大の目標

町長 農業、商工業の共通の課題として確固たる戦略を持つ必要があると考え氷川町戦略会議を立ち上げたところです。氷川町の地域資源を生かした町内の産物のブランド化と流通体系の変革により、町民所得の向上を図るといふ最大の目標にしています。

メジャーな方を呼んでということですが、その前に我が家は我が家で議論し戦略を練る必要があると思います。いきなりメジャーな方々を呼んで氷川町をどうしようという議論はなかなかできないと思います。今後議論を進めていくうえでそういったことも視野に入れていきます。議員の人脈があればぜひ、お願いしたいと思っています。

米村議員 氷川町の所得向上、町民の所得向上を図るといふ戦略ということであれば、もう少しメジャー的なことを考えたらどうですか。たとえば氷川町の名誉町民であるソフトバンクの秋山監督を頼って、ソフトバンクの孫会長に町おこしの協力を相談したらどうですか。

町長 議員の提案ですが、問題は氷川町がどうも考えなくてはなりません。この戦略会議では、小さな石を投げたところでございます。この波紋がどこまで広がっていくかということが一番大切なことです。

笠原議長「不信任案」を賛成多数で可決

6月開会された定例議会の冒頭、吉川議員が議長不信任の「動議」を提出。他に6名の議員が賛同したために、直ちに日程に追加され、審議されました。

吉川議員は「氷川町議会で1000条委員会が行われているが、笠原議長は、浜田前町長の意のままに行動している。議長としてとるべき態度ではない。」また「議会の議決に反する言動や行動がある。議会運営を中立公平にと約束したのに、中立・公平・対等・平等な議会運営をしていない。議長は不信任にあたいする」と理由を述べました。

審議採決の結果、賛成7反対5で、笠原議長に対する不信任案は可決されました。

再議権とは?

地方自治法に規定された首長（町長）の権利で「拒否権」とも呼ばれる。自治体の長は、議会が行った条例制定や予算などに関する議決に異議がある場合、再度の審議と議決を求めることができる。再議権が行使され、議会側があらためて議決する場合、出席議員の3分の2以上の同意がなければ、当初の議決は無効となる。